



平成 29 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 : 住 江 織 物 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 会 長 兼 社 長 吉 川 一 三
(コド[®] 番 号 : 3501 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 経 営 企 画 室 部 長
永 田 鉄 平
(TEL 06-6251-6803)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、平成29年8月30日、関東財務局に提出しました平成29年5月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は前事業年度の末日である平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、開示すべき重要な不備を是正するために改善策を実施してまいりました。しかしながら、改善策策定の着手が平成28年11月15日となり、時間的な制約から、全ての改善策の整備が完了したとは言えず、また、その整備が当事業年度の末日間近となった統制については、運用が必ずしも十分ではなく事業年度の末日までに不備は是正できませんでした。

従って、財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、当社の全社的な内部統制の一部及び連結子会社（Suminoe Textile of America Corporation 以下「STA」という）の全社的な内部統制の一部と業務プロセス（主に棚卸資産に至るプロセス）に関する内部統制の不備は開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、当社は上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は決算手続の中で特定し、適正に修正しております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度末日までに是正できなかった理由は、前事業年度の末日である平成28年5月31日現在の財務報告に係る内部統制に関する開示すべき重要な不備を是正するための改善策策定の着手が平成28年11月15日となり、時間的な制約から全ての改善策の整備が完了したとは言えず、また、その整備が当事業年度の末日間近となった統制については運用が必ずしも十分でないと判断されたためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

具体的な改善策として、当社の全社統制においては、コンプライアンス意識を醸成するための役員研修、幹部研修並びにグループ社員研修をはじめとする企業風土改革、重要な情報が漏れなく適時に改善されるよう定期的な報告様式の改善などの業績管理体制と子会社管理体制の見直し、内部監査機能の充実、ホットラインの周知等を行ないました。特にコンプライアンス意識の醸成のための施策は中長期的に継続し実施する方針です。

また、STAの全社的な内部統制においては、マネジメント体制を見直し、コンプライアンス研修を実施し、売上高や棚卸資産に至る業務プロセスについては、今回の不正の再発防止となる具体的な統

制行為について再検討を行い新たな統制の整備を行う途上にあります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を充分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を実施し、内部統制を着実に整備・運用してまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、平成 29 年 5 月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上